

館林市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン

(目的)

第1 このガイドラインは、市内における太陽光発電施設の設置に関し、太陽光発電施設を設置する者が、近隣住民の安全や周辺環境等に配慮するとともに市及び近隣住民等に対して事業計画内容を事前に明らかにすること等について必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換するための設備（太陽光パネル等で土地に自立して設置するものに限る。）及びその附属設備をいう。
- (2) 発電施設 定格出力10キロワット以上の太陽光発電施設をいう。ただし、建築物へ設置するものを除く。
- (3) 出力 太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値をいう。
- (4) 設置者 発電施設を設置する者をいう。
- (5) 近隣住民 発電施設の設置が計画される区域の近隣の土地及び家屋の所有者又は居住者並びに事業区域に存する行政区の代表者をいう。

(対象地域)

第3 このガイドラインの対象地域は、市内全域とする。

(法令に基づく手続等)

第4 設置者は、発電施設を設置する場合において、別表1に掲げる法規制並びに資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」及び群馬県「太陽光発電設備の設置にあたっての配慮事項」に掲げられた法規制に該当する場合は、当該発電施設の規模に関わらず、市の関係部局及び関係行政機関と事前に相談、協議を行い、必要な手続等を行うものとする。

- 2 設置者は、計画地の全部又は一部が別表2「設置するのに配慮が必要なエリア」に掲げる区域に該当する場合は、別表1に掲げる法規制に該当するか否かにかかわらず、当該計画が周辺の生活環境等に与える影響を十分に考慮し、計画するものとする。

(発電施設に係る届出等)

第5 設置者は、発電施設を設置しようとする場合は、その計画の概要が明らかとなった時点で、近隣住民に対する説明会等を実施し、事業内容を周知するものとする。この際、近隣住民から出された要望・意見等に対しては、書面を交付するなど誠意をもって対応するものとする。

- 2 設置者は、発電施設の工事に着手する日の30日前までに、館林市太陽光発電施設計画届出書（以下「届出書」という。）（様式第1号）に計画区域の位置図等を添付し、

市長に提出するものとする。

- 3 前項の届出を行った設置者は、届出対象発電施設の内容を変更し、又は事業を廃止しようとするときは、変更又は廃止する日の30日前までに、館林市太陽光発電施設計画変更・廃止届出書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

（設置に当たって遵守すべき事項）

第6 設置者は、発電施設を設置する際は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- （1）既存の地形や樹木等を生かしながら、周囲の良好な景観に支障を与えないよう、周辺環境や景観との調和に配慮すること。
- （2）雨水等による土砂・汚泥の流出や水害等の災害防止対策及び雨水流出対策を講じること。
- （3）災害発生時等の緊急連絡に対応するため、設置者の名称及び連絡先を記した看板を設置すること。
- （4）事業区域内の除草等環境整備に努めるとともに、除草剤、殺虫剤その他の薬剤を使用する場合は、周辺環境に十分配慮すること。
- （5）パワーコンディショナー等からの騒音・振動やパネルの反射光により周辺の生活環境に支障を生じさせないよう、必要な措置を講じること。
- （6）施設に起因して発生した苦情や要望等に対しては、迅速かつ誠実な対応をとること。
- （7）施設を廃止した場合は、速やかに設置者の責任により撤去等適正に処理すること。

（報告）

第7 市長はこのガイドラインに定めるもののほか、このガイドラインの施行に必要な限度において、設置者に対し、必要な事項について報告を求めることができるものとする。

（補則）

第8 このガイドラインの施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

- 2 このガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直しを行うこととする。

附 則

- 1 このガイドラインは、平成30年4月1日から施行する。
- 2 このガイドラインの施行日において現に着工している発電施設の設置者は、第6に掲げる事項の遵守に努めるとともに、必要と認められる場合は第5に掲げる措置を講じるものとする。